## 尾張旭市誌編さん委員会 会議録

1 開催日時

平成 23 年 11 月 2 日 (水) 開会 午後 3 時 0 0 分

閉会 午後3時30分

2 開催場所

尾張旭市中央公民館 第2研修室

3 出席委員

塩澤君夫、稲浪智士、白鳥眞紀、苅谷 勝、寺尾結子、柗原弘道、 坂野郁夫 7名

4 欠席委員

0名

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

教育長 玉置 基、教育部長 長江建二、文化スポーツ課長 若杉英明、 文化スポーツ課長補佐 加藤博英、市誌編さん係長 坂田みどり、 市誌専門員 柴田鐘三

- 7 議題等
  - (1) 報告事項

尾張旭市誌編さん事業実施状況について

(2) 協議事項

『尾張旭市誌 現代史資料編』構成(案)について

- (3) その他
- 8 会議の要旨

課長

ご案内の時間になりました。本日は、委員全員にご出席いただき、尾張旭市誌編さん委員会条例第6条の2の規定を満たしておりますので、只今より市誌編さん委員会を始めさせていただきます。

なお、この会議につきましては、尾張旭市情報公開条例に基づき、公開とさせていただきます。また、議事録の公開を行うため、当会議の録音と会議要旨を市ホームページ上で公開することについてもご了承いただきたいと存じます。よろしくご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、まず 会に先立ちまして、玉置教育長より 挨

	拶をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
教育長	≪あいさつ≫
課長	ありがとうございました。
	続きまして、参考資料の「尾張旭市誌編さん委員会名簿」
	をご覧ください。平成23年度となりまして、委員の皆様に
	変更はありませんが、事務局の顔ぶれが一部変わっておりま
	すので、事務局の紹介をさせていただきます。
事務局	(教育部長・文化スポーツ課長・補佐・係長・専門員の紹介)
課長	この後の進行については 柗原委員長にお願いしたいと思
	います。
議長	それでは、議事を進めさせていただきますので、皆様のご
	協力をよろしくお願いいたします。
	「報告事項」について、事務局より説明をお願いします。
係 長	それでは、報告事項「尾張旭市誌編さんの実施状況につい
	て」簡単にご説明します。
	昨年度、平成23年3月1日には『尾張旭市誌 現代史編』
	を発刊することが出来まして、3月29日に開かれました本
	委員会の席上で委員の皆様のお手元にも、また市民の皆様に
	もお届けすることが出来ました。ありがとうございました。
	今年度は『現代史資料編』の編集作業を行っております。
	さきほどご覧いただきました参考資料の名簿の裏面「尾張旭
	市誌編集員等名簿」をご覧ください。執筆をご担当いただき
	ます監修者、編集員、執筆協力者等については、現代史編に
	引き続いてお願いしており、変更等はございません。
	続きまして、≪資料1≫をご覧ください。1ページから市
	誌編さん事業の進行状況が平成14年度から書かれておりま
	すが、今年度分は9ページからになります。
	4月から現在までに執筆を担当する編集員の会議をほぼ
	月1回、8月は原稿執筆の期間としましたので、10月まで
	に計5回開催しております。提出のありました原稿は10月
	から順次、印刷業者へ出稿しております。また、5月には印
	刷製本事業の入札を終え、6月10日には契約を済ませてお
	ります。
	続いて10ページをご覧ください。2「『現代史資料編』の
	仕様等」についてご説明します。基本的な仕様は、作年度発   刊の『現代中紀』と同じですが、 盗料短では仕屋盗料として
	刊の『現代史編』と同じですが、資料編では付属資料として

A2サイズの地図を付けさせていただきます。封筒に入れ て、本と一緒に本の外箱に入れる予定です。 次に、3「市誌だよりの発行」をご覧ください。平成 17 年より各年度末に発行しておりまして、現在 11 ページにあ ります第7号まで発行し、市誌の事業内容を市民に広報して 参りましたが、今年度は第8号で、『現代史資料編』発刊を お知らせする予定です。 続いて、4「資料や情報の収集・整理」では、①のように 臨時職員を雇用し『現代史資料編』の発刊準備を進めている わけですが、現在『現代史資料編』に掲載する資料のデータ 化を終了し、データの校正作業に入っております。今後、全 ての執筆者の原稿を出稿しますと、臨時職員も原稿の校正作 業にはいります。また、これと並行して、通常の市役所各課 の廃棄文書から必要な文書を収集し保存する行政文書の収 集保管も継続して行っております。以上が、報告事項「市誌 編さん事業の実施状況」の説明を終わります。 議長 ただいまの 事務局からの説明に対して、何か質問やご意 見がありましたらお願いいたします。 (特になし) 委 員 議長 それではつづきまして「協議事項」について、事務局より 説明をお願いします。 協議事項の「『尾張旭市誌 現代史資料編』構成(案)に 係 長 ついて」ご説明します。 ≪資料2と3≫をご用意ください。≪資料2≫は、『現代 史資料編』の構成案です。≪資料3≫は、本の紙面構成のサ ンプルです。 まず、≪資料2≫をご覧ください。3月の市誌編さん委員 会では裏面にあります簡単な構成(案)をご説明しましたが、 執筆担当者の編集会議の中で掲載資料の検討を行い、≪資料 2≫のように5部構成に変更させていただきました。第Ⅰ部 が人口・面積といった数字的な基本資料を扱い、第Ⅱ部が行 財政として市政や都市計画、選挙といった行政サイドの資料 を、第Ⅲ部が産業として農業、商工業、交通・通信といった 民間等の経済活動を、第IV部は市民生活として主に市民の生 活にかかわる資料を、第V部は教育として学校や文化活動、 スポーツなどの資料を取扱っています。

昨年発刊しました『現代史編』では、8章構成でしたが、 『現代史資料編』では資料の性格ごとに大きくまとめて、5 部構成としました。

また、今回の市誌編さん事業では、市制施行以降を対象とする「現代史編」を編集するために始まりましたが、昨年の本文編でも、「市政を語るにはその前の姿も必要」ということで、市制施行の前史も一部掲載しました。

今回の『現代史資料編』では、もう少し踏み込んで、市制施行前史よりも古い、戦前からの資料を取扱うことになりました。これは、執筆者の編集会議で、「古い資料の中にも尾張旭市を語る資料として歴史的価値のある大切なものがあるが、もし、今回の市誌への掲載を逃すと、次に出版物に掲載できる機会があるかどうかわからないので、今回の市誌に掲載していこう」ということになったものです。ちなみに、いちばん古い掲載資料は、明治時代のものになります。

次に、資料編の紙面構成についてご説明します。現在発刊済みの尾張旭市誌では、昭和46年発行の市誌2冊のうち1冊が『尾張旭市誌 資料編』として発刊されています。この『資料編』は市誌編さん時に収集された資料が、ただそのまま掲載されていますが、今回の『現代史資料編』では、執筆者による資料解説を掲載し、利用者がより理解し易いように配慮します。

≪資料2≫をご覧ください。「部」の下に「章」、その下に 「節」がありますが、この「章」または「節」ごとに執筆担 当者による解説を付けていきます。

≪資料3≫をご覧ください。これは、実際に発刊される時の紙面サンプルです。「Ⅲ産業」の扉をめくっていただくと、「第2章 商工業」の「第1節 工業」の解説があります。この解説の後に資料が掲載されます。「部」によっては、「節」がなく「章」だけのところもありますが、この場合は「章」の始めに解説が入ります。

また、先ほどもご説明しましたように、今回は明治時代からの資料を取扱います。公文書は昭和38年ごろまでは縦書き、その後順次横書きになります。今回の『現代史資料編』はご覧いただいていますとおり、横書きでの編集を選択しました。このため、一部の資料は、原本では縦書きですが、本

に掲載する際に横書きに変更しております。また、縦書き文書の数字は漢数字で書かれていますが、利用者が利用しやすいように、一部の数字を算用数字に加工して掲載します。以上、簡単ではありますが、協議事項「『尾張旭市誌 現代史資料編』構成(案)について」の事務局の説明を終わります。 ただいまの事務局からの説明に対して、何か質問やご意見がありましたらお願いいたします。  香		
いように、一部の数字を算用数字に加工して掲載します。 以上、簡単ではありますが、協議事項「『尾張旭市誌 現代史資料編』構成(案)について」の事務局の説明を終わります。 ただいまの 事務局からの説明に対して、何か質問やご意見がありましたらお願いいたします。  素 員 市制以前の資料にはどんなものがありますか。どこにあるものですか。  係 長 主に、行政文書で議決書や告示になります。これは、市誌編さん室に所蔵しています。他にも、スカイワードあさひ収蔵庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもあります。 その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。  課 長 事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。参考資料の市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。でさいます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		に掲載する際に横書きに変更しております。また、縦書き文
以上、簡単ではありますが、協議事項「『尾張旭市誌 現代史資料編』構成(案)について」の事務局の説明を終わります。     ただいまの 事務局からの説明に対して、何か質問やご意見がありましたらお願いいたします。     市制以前の資料にはどんなものがありますか。どこにあるものですか。     住に、行政文書で議決書や告示になります。これは、市誌編さん室に所蔵しています。他にも、スカイワードあさひ収蔵庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもあります。     その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。     事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。     参考資料の市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。     参考資料の市誌にこれをもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。     2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		書の数字は漢数字で書かれていますが、利用者が利用しやす
代史資料編』構成(案)について」の事務局の説明を終わります。  だいまの事務局からの説明に対して、何か質問やご意見がありましたらお願いいたします。  市制以前の資料にはどんなものがありますか。どこにあるものですか。  係 長 主に、行政文書で議決書や告示になります。これは、市誌編さん室に所蔵しています。他にも、スカイワードあさい収蔵庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもあります。  表 その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。  事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。 参考資料の市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。 参考資料の市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。		いように、一部の数字を算用数字に加工して掲載します。
議長 ただいまの 事務局からの説明に対して、何か質問やご意見がありましたらお願いいたします。     市制以前の資料にはどんなものがありますか。どこにあるものですか。     住に、行政文書で議決書や告示になります。これは、市誌編さん室に所蔵しています。他にも、スカイワードあさひ収蔵庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもあります。     その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。     事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。    参考資料の市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。    参考資料の市誌編さん委員会委員の任期満了に伴り改選についてのお願いです。		以上、簡単ではありますが、協議事項「『尾張旭市誌 現
議長 ただいまの 事務局からの説明に対して、何か質問やご意見がありましたらお願いいたします。     市制以前の資料にはどんなものがありますか。どこにあるものですか。     主に、行政文書で議決書や告示になります。これは、市誌編さん室に所蔵しています。他にも、スカイワードあさひ収蔵庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもあります。     その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。     事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		代史資料編』構成(案)について」の事務局の説明を終わり
<ul> <li>見がありましたらお願いいたします。</li> <li>市制以前の資料にはどんなものがありますか。どこにあるものですか。</li> <li>係 長 主に、行政文書で議決書や告示になります。これは、市誌編さん室に所蔵しています。他にも、スカイワードあさひ収蔵庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもあります。</li> <li>議 長 その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。</li> <li>事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。</li> <li>2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。</li> <li>今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し</li> </ul>		ます。
<ul> <li>素員</li> <li>市制以前の資料にはどんなものがありますか。どこにあるものですか。</li> <li>主に、行政文書で議決書や告示になります。これは、市誌編さん室に所蔵しています。他にも、スカイワードあさひ収蔵庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもあります。</li> <li>談長</li> <li>その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。</li> <li>課長</li> <li>事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。</li> <li>2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。</li> <li>今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し</li> </ul>	議長	ただいまの 事務局からの説明に対して、何か質問やご意
様 長 主に、行政文書で議決書や告示になります。これは、市誌編さん室に所蔵しています。他にも、スカイワードあさひ収蔵庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもあります。  この他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。  事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。 参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		見がありましたらお願いいたします。
(係 長 主に、行政文書で議決書や告示になります。これは、市誌編さん室に所蔵しています。他にも、スカイワードあさひ収蔵庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもあります。 (表 その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。  事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。 参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し	委員	市制以前の資料にはどんなものがありますか。どこにある
編さん室に所蔵しています。他にも、スカイワードあさひ収蔵庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもあります。  その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。  事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。		ものですか。
議庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもあります。      その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。     それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。     事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。 1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。     参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し	係 長	主に、行政文書で議決書や告示になります。これは、市誌
す。		編さん室に所蔵しています。他にも、スカイワードあさひ収
議長 その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。 それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説 明をお願いします。  事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。 1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。 参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。		蔵庫に収蔵されているものや、個人がお持ちのものもありま
それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。  事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。 1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。 参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		す。
課長 事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。 1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。 参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し	議長	その他、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。
課長 事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。 1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。 参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		それでは、「その他」に移りたいと思います。事務局、説
1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選についてのお願いです。 参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。		明をお願いします。
いてのお願いです。 参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し	課長	事務局から、1点のお願いと、2点の報告でございます。
参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		1点目、市誌編さん委員会委員の任期満了に伴う改選につ
員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れる訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		いてのお願いです。
る訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		参考資料の市誌編さん委員会委員名簿をご覧ください。委
回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		員の任期は全員、平成23年11月30日をもって任期が切れ
また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がないと思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		る訳でございます。しかしながら、委員の皆様の役割は、今
と思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん 委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長 が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を 委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期 は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろ しくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでござ います。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		回の『現代史資料編』の発刊をもって、実質終了となります。
委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を 委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		また、この時期に新しい委員を選ぶこともあまり意味がない
が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を 委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期 は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろ しくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでござ います。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		と思われます。そこで、参考資料2枚目に尾張旭市誌編さん
委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		委員会条例がありますが、第3条第2項第3号「その他市長
は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろしくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		が必要と認めた者」を適用し、全員の委員の方に再度委員を
しくお願いします。 2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		   委嘱していきたいと考えております。条例で決められた任期
2点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでございます。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		は4年間ですが、実質的には数か月間ですので、どうぞよろ
います。 今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		しくお願いします。
今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し		2 点目です。市誌編さん事業終了後の予定についてでござ
		います。
てまいりたいと考えております。また、 好来的には、 市民の		今回の市誌のために収集した貴重な資料は、整理、保管し
$\begin{bmatrix} C & C & C & C & C & C & C & C & C & C $		てまいりたいと考えております。また、将来的には、市民の
皆様に公開できるようにしてまいりたいと考えております。		皆様に公開できるようにしてまいりたいと考えております。

	先ほども申しましたが、今回の市誌の発刊業務は『現代史資
	料編』の発刊をもって終了いたしますので、平成 20 年 4 月
	1日に市誌編さん事業のため設置しました「文化スポーツ課
	市誌編さん係」という組織は、将来的に文化振興係への統合
	が検討されています。したがって、『現代史資料編』発刊後
	は、文化振興係が資料収集・整理等を担当することになる予
	定でございます。
	続きまして3点目、今後の市誌編さん委員会の予定です。
	次回の委員会では、完成した『現代史資料編』をお配りした
	いと考えております。
	事務局からは以上です。
議長	ただいまの 事務局からの説明に対して、何か質問やご意
	見がありましたらお願いいたします。
委 員	(特になし)
議長	それでは、この他に、事務局の方で何かありますか。
課長	特にありません。
	本日は、長い間ありがとうございました。この会議の会議
	要旨については、後日ホームページ等で公表いたしますの
	で、ご了承ください。
	最後に、教育部長 長江建二より、ご挨拶いたします。
部長	≪あいさつ≫
議長	以上をもちまして、本日の尾張旭市誌編さん委員会を終了い
	たします。ありがとうございました。